

「桜さんの何でも言っちゃ」の実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広く住民の声を聞き、行政の運営にいち早く反映させるとともに、住民の行政への参画と参加を促進するため、その運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「桜さんの何でも言っちゃ」とは、次の各号により投稿された意見、提案、要望、苦情、問合せ等（以下「意見等」という。）をいう。

(1) 「桜さんの何でも言っちゃ」宛て専用封書（以下「桜さんレター」という。）

を用いたもの

(2) 大口町公式ホームページに開設した「桜さんの何でも言っちゃ」の記入フォーム（以下「桜さんメール」という。）を用いたもの

2 前項に規定するもののほか、封書、はがき、ファクシミリ及び電子メールにより、「桜さんの何でも言っちゃ」宛てに投稿された意見等については、同様に扱うことができる。

(受付方法)

第3条 桜さんレター及び桜さんメールにより、随時投稿を受付けるものとする。

(意見等の事務処理)

第4条 「桜さんの何でも言っちゃ」に関する受付及び総括的な事務処理は、総務部秘書広報室（以下「秘書広報室」という。）が所管する。

2 意見等は、受付けた日から起算して20日以内に次の各号のとおり事務処理を行うものとする。

(1) 意見等は、第1条に定める行政運営へ反映するため、意見等の内容に応じた事務を所管する課等（以下「所管課」という。）に送付する。

(2) 前号の規定により、送付を受けた所管課は、回答を要するものについては速やかに回答を作成しなければならない。ただし、次に定めるものについては回答等の作成を要しない。

- ア 氏名若しくは住所又は団体名若しくは所在地の不明なもの
- イ 個人又は団体（以下「個人等」という。）を誹謗、中傷又は差別するもの
- ウ 個人等のプライバシーに関するもの
- エ 偽造、虚構及び詐欺的なもの
- オ 個人等の権利又は利益を侵害するもの
- カ 法令、条例等に違反し、又は違反する恐れがあるもの
- キ わいせつ、暴力、残虐等公序良俗に反するもの
- ク 思想や宗教に関わるもの
- ケ 個人等の営利を目的としたもの
- コ 各アからケまでに掲げるもののほか、町長が回答の作成を要しないと判断したもの

(3) 送付を受けた所管課長は、公正、迅速に意見等の内容について調査、検討し、行政運営に反映させるよう努めるものとする。

(4) 送付を受けた意見等のうち、第2号の規定に基づき回答を要するものについては、意見等に対する対応方針を協議の上回答書を作成し、町長の決裁を得るものとする。ただし、軽易なものについては、所管課を所管する部長までの決裁を得るものとする。

(5) 回答書の決裁を得られたときは、速やかに決裁文書の原本及び回答書の電子データを秘書広報室に送るものとする。

(6) 秘書広報室は、回答書を速やかに投稿者へ送付する。

3 町は、回答書を送付した意見等と同一、継続その他の関連する意見等が投稿されたときは、当該意見等の所管課長に直接対応させることができる。この場合において、秘書広報室長は意見等を速やかに所管課に送付するものとし、所管課における意見等の事務処理は前項の例による。

（事務処理の取りまとめ）

第5条 秘書広報室は、受付けた意見等について、隔月ごとに事務処理状況を取りまとめ、直近の行政経営会議に報告するものとする。

2 秘書広報室は、事務処理を終えた意見等の原本、回答書等を、受付順に整理し

保管する。

(公開)

第6条 事務処理が終わった意見等の内容及びその意見等に対する回答について、広く周知する必要があると認めるものは、大口町情報公開条例（平成11年大口町条例第28号）第7条第2号に定められた個人情報の部分を除き、庁舎内掲示板への掲示並びに広報紙及び町公式ホームページへ掲載することができる。

(その他の必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定めるものとする。

附 則（平成22年8月30日 大口町告示第77号）

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日 大口町告示第81号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第6号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第15号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 大口町告示第34号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第24号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。